

税制調査会 第1回 専門家委員会議事録

日 時：平成22年2月24日（水）17時15分～

場 所：合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室

○神野委員長

それでは、ただいまから、第1回専門家委員会を開催したいと存じます。委員の皆様方には、御多用の折にわざわざ御足労いただきまして、更に総務大臣、財務大臣、仙谷大臣を始めとして、副大臣・政務官の方々、御臨席を賜りまして、本当にありがとうございます。

自己紹介させていただきますと、専門家委員会の委員長として、菅税制調査会会長から御指名をちょうだいいたしました、関西学院大学の神野でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、この委員会の最初の集いでもございまして、お手元の議事次第を見ていただければわかりますが、委員の皆様方の御紹介をまずさせていただいた後、専門家委員会の運営につきまして御説明をしたいと考えております。

本日の議題に入ります前に、まず、菅会長、原口会長代行、仙谷会長代行から、ごあいさつを賜りたいと存じます。

それでは、お願いします。

○菅財務大臣

今日は専門家委員会の第1回の会合ということで、神野委員長を始め、もう何度かほかの機会にお会いした方も、初めての方もおられますが、こういう形で委員をお受けいただいたことを、心からお礼を申し上げたいと思います。

税調については、御承知のように、鳩山内閣においては、従来の税調が政府税調と党税調で2本立てであったものを一元化するというところで、今年の段階では、政治家が中心となった税調でやっておりました。

その原則は今回も変えないわけですが、しかし、やはり専門家の皆さんに積極的な提言や助言をいただきたいということで、神野先生始め、皆様方にそういう位置づけでぜひ日本の税制全般について御議論をいただき、提言や助言をいただきたいと思っております。

そういうことに当たって、少しだけ考え方を申し上げさせていただきますと、大変大きないろいろな意味での改革が必要な時期にあると思っております。そういう意味では、税制についても、かなり根本的な議論が必要な時期にまさに差しかかっていると思っております。

そういうことで、実は税調と並行して、それにも関連するいろいろな課題について取組みを進めております。

1つは、直接税にも関連します「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」で

す。これも私、会長の下、ほぼ同じようなメンバーではありますけれども、特にこれは社会保障ということがありますので、厚生労働大臣にも主要なメンバーに入っていただけで、作業をスタートさせております。

また、成長戦略も一方では大変いろいろな意味で関わりがある問題で、これも仙谷国家戦略担当大臣と連携して進めているところであります。

それから、直接的に税財政に関連する中期財政フレームや財政運営戦略というものを、6月辺りをめどに、これも仙谷国家戦略担当大臣のところで準備をしていただいています。

更に低炭素社会と言うんでしょうか、環境税に絡む議論も最終的には税調に関わることではありますけれども、そういう温暖化対策本部といったところで議論をしていただいております。

そういった意味で、いろいろな並行した議論をスタートさせ、また近くは、年金に関しての本格的な抜本的な改革案もつくる予定にしております。

そういったことで、そうしたことをある意味で並行的な形で、この税調さらには専門家委員会の皆さんに、勿論所得税、法人税、消費税あるいは資産課税、環境税等々、ここだけということではなくて、基本的には全体の御議論をいただきたいと思っております。

とは言うものの、では全体をどういうふうにとということになりますので、まずは当面のことをお願いしたいのは、80年代以降、小泉・竹中路線とかいろいろな表現をされますが、かなり従来の税制が変わってきたという認識があります。それがいい変わり方もあれば、若干問題のある変わり方もあるのではないかと思いますので、まずは80年代以降の内外の税制改革を総括のような形で御議論いただいて、次につなげていくということがひとつお願いしたいことでもあります。

それから、もう間近に3月に入るわけですが、マスコミはどうしても消費税ということに注意を向けるわけですが、できれば所得税の議論がやはり国民的にも大変関心も強いし、影響も大きいものですから、まずはそうした80年代の総括に加えて言えば、所得税から着手をいただいて、先ほど申し上げたようないろいろな作業の進行と連動しながら、5月、6月に向けて、いろいろな税項目についても御議論いただければと思っております。

先ほど申し上げたように、中期財政フレームというものを6月に仙谷さんのところを中心にとりまとめることにいたしておりますので、ある程度そういう日程も踏まえながら、いろいろな税に関する議論の整理をお願いできればと思っております。

若干あいさつというよりは、事務連絡的なものになってしまいましたけれども、一応大きな方向性を申し上げさせていただきました。

いずれにしても、専門家の皆さんに本当に知恵と力をお貸しいただいて、日本の安定的な社会をつくる大きな改革に向けての力をお貸しいただきたいということを改め

てお願いして、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

それでは、原口会長代行、お願いできますでしょうか。

○原口総務大臣

皆さんこんにちは。会長代行を務めております、総務大臣の原口でございます。

私の方からは、まさに公的支出の3分の2を占める地方の財政、それを支える安定的な財源ということで、それを所管する大臣としても、またICT、情報通信を所管する大臣としても、皆様に一言お礼をかねて、私たちがどういうことを考えているかということをお願いしたいと思います。

中長期的な財政の健全化の道筋を立てて、社会保障制度改革、そして真の鳩山内閣の一丁目一番地の改革であります地域主権改革を果たすためには、どのような税制が必要なのか。

これまでは、trickle-down、先ほど会長の方から、小泉・竹中改革というお話がございましたけれども、だれかが先頭を走れば、それにおこぼれのように地域全体もよくなっていくという考え方でございました。それは果たして、このグローバル化した社会の中で妥当であったのか。むしろ私たちはfountainと申しまして、地域主権を進めることによって、泉のようにそれぞれの地域からダイナミックな動きが出て、そして地域の豊かさやきずな、あるいはさまざまな民主主義の基盤がそろってくるということを期待しておるものでございます。ぜひ箱庭の中の議論ではなくて、ダイナミックな議論をこの税調ではしていきたいということで、会長代行として申し上げているところでございます。

1997年に、当時財務省が最初に、後年度影響試算というものを中期財政フレームの中を出してきました。税収の弾性値を1.1、そして名目経済成長率を1.75%、3.5%と置いたときに、単純にどのような将来になるか。財政の持続可能性はどうなんだという話でありました。

そのときの資料を手元に持っていますけれども、2010年の今年の税収は、国税ベースで3.5%で伸びていけば92兆円でございます。92兆円の税収が現実には37兆円しかない。まさに惨たんたる状況なわけであります。

なぜこんな乖離が生まれたのか。財政の持続可能性さえ疑わせるようなことが起きたのか。それはやはり目の前の短期的な税収を追って、そして世界のダイナミズムや、あるいは人々の力といったことについての考察が足りなかったのではないか。社会保障や働き方、さまざまな女性の社会進出あるいはチャレンジといったことに対する、まさに切り捨てる論理だけでやってしまったために、今、賃金は下方硬直性を持ってしまって、デフレを克服できないでおりますが、まさに税の世界からダイナミックな

動きをしていくにはどうすればいいかということ、ぜひ皆様と御議論し、お知恵をいただきたいということが2点目でございます。

3点目は、もう会長がお話をしましたから、これでおしまいにいたしますが、市民公益税制。これはプロジェクトチームを立ち上げて、公益というのは一体どうあるべきか。私たちは公共サービス基本法という法律をつくらせていただきましたが、国民の公共サービスにおける権利を保証するためには何が必要なのか。その中で公益の担い手は、何もいわゆる官僚機構だけではない。NGOやNPOという公益の市民化あるいは公益の自由化と言ってもいいと思いますが、そのために税制というのはどうあるべきなのか。いろんな視点からまた御議論をいただきたいと思います。

地方税に関しては、平成22年度の税制改正大綱において、国、地方間の税源配分の見直しを行うとともに、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築するということが改革の方向性として明記されたところでございます。地域が安心し、そしてそれぞれの実勢をしっかりと担保できるような、そういう改革も併せて行っていきたいと思っております。

いずれにせよ、専門家委員の皆さんには、抜本改正に向けて、具体的なビジョン、ビジョンを数値化しなければ、単なる形容詞で終わってはなりません。数値化をし、そこに向かう戦略をしっかりと国民の皆さんとの間に共有することが、とりもなおさず大事だと思いますので、よろしく御指導をお願いいたします。

感謝を込めて、皆様に一言ごあいさつを申し上げます。ありがとうございました。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、仙谷会長代行もお願いできますでしょうか。

○仙谷国家戦略担当大臣

専門家委員会の委員をお引受けいただきました皆様方に、お忙しいところ御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。

今回、国家戦略担当大臣という新しい任務を与えられまして、この国家戦略部局が税財政の骨格や経済運営の基本方針を立案するという役目を負っておりますので、税制調査会の会長代行をやれと。屋上屋を重ねるような話にならないように気をつけたいと思いますが、そういう立場として、一言ごあいさつ申し上げたいと存じます。

政権交代以来、私は行政刷新担当大臣として、今日も中里先生においでいただいておりますが、例の事業仕分けのときに専門家の方々に大変お世話になったわけであり、新しい意味での政治主導で政策決定、あるいは執行の監視ということを進めてまいったつもりであります。その際にも、専門家の先生方から、大変大きな御協力をいただきました。

現在、私が担当させていただいている「中期的な財政運営に関する検討会」におきましても、専門家の先生方に御参画をいただいて、非常に有益な議論を展開している

ところでございます。

既に御存知のとおり、我が国が直面する課題は大変多岐でありますし、ある意味大変深刻な課題が多いと考えておりました。税制の抜本改革というものも、今後の経済財政運営における大変重要な課題、あるいは日本の社会の在り方、そして国の在り方を決定づけるのは、この税制の抜本改革であろうかと思っております。

こういう抜本改革を行わなければならないという、言わばそういう瀬戸際におりますので、皆様方の税財政の専門家としてのお知恵、御助言をいただかなければ、到底こういうものをつくれないうと考えているところでございます。

皆様方には、80年代以降の内外の税制改革の総括を始めといたしまして、税制調査会における税制抜本改革の検討に資する調査と分析と先生方の御所見をぜひ賜りますようお願いを申し上げます。

本日は本当にありがとうございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

○神野委員長

会長、会長代行から、私ども専門家委員会への励ましの言葉とミッションを承ったところでございますが、お忙しい中、御臨席いただいております政務官、副大臣の方々はよろしいですか。

それでは、早速でございますけれども、実質的な議題の方に入らせていただければと思います。

最初に、専門家委員会の委員の皆様方を御紹介させていただきます。

委員の人選につきましては、専門家委員会設置要綱に基づきまして、あらかじめ菅税制調査会会長の御承認をちょうだいした上で、私から指名をさせていただきました。

また、私を補佐していただく委員長代行は、私の指名によって置くことができるようになっておりますので、大澤眞理東京大学教授を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、本日は第1回目の初顔合わせということでもございますので、資料1にございます委員の名簿に従いまして、順次ごく簡単に自己紹介をしていただければと存じます。これは「あいうえお」順ですので、池上委員からお願いできますでしょうか。

○池上委員

立教大学の池上でございます。よろしく願いいたします。

○井手委員

慶應の井手でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○植田委員

京都大学の植田です。どうぞよろしくお願いたします。

○大澤委員

委員長代理を拝命しました大澤眞理でございます。よろしくお願いたします。

○翁委員

日本総合研究所の翁でございます。よろしくお願いたします。

○関口委員

立教大学の関口でございます。よろしくお願いたします。

○辻山委員

早稲田大学の辻山でございます。よろしくお願いたします。

○中里委員

東京大学の中里でございます。よろしくお願いたします。

○三木委員

立命館大学の三木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

今日は海外出張中で、田近委員が御欠席になっていらっしゃいます。関口委員と辻山委員の間に入っているんですが、田近先生にも委員として御参加いただくことになっております。

引き続きまして、専門家委員会の運営について御説明申し上げたいと思います。

専門家委員会の基本的な役割につきましては、先ほども菅会長、原口会長代行、更には仙谷会長代行からお話があったとおりでございますけれども、更に峰崎財務副大臣から、具体的に税制調査会における専門家委員会の位置づけや検討課題、さらには1月28日に税制調査会の企画委員会において設置が決まりました小委員会やその検討課題などにつきまして、御説明を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

○峰崎財務副大臣

それでは、私の方から御説明申し上げます。

鳩山政権におきまして、昨年9月に、これまで与党と政府に二元化されていた税制調査会の機能を一元化する。政府の責任の下で税制改正の議論を行うために、政治家から構成される税制調査会を設置いたしました。先ほど申し上げたとおりであります。

この政治主導の税制調査会の下に、税制の専門家として、中長期的観点から税制の在り方に関し、税制調査会に対し助言を行う組織として、専門家委員会を近日立ち上げることが、昨年末のいわゆる平成22年度税制改正大綱で閣議決定されました。

これを踏まえまして、1月18日の税制調査会におきまして、資料2にある専門家委員会設置要綱で当面の運びについての議論を行い、専門家委員会が正式に設立をされたところでございます。やや時間が経ったことをおわび申し上げたいと思います。

専門家委員会の活動範囲につきましては、設置要綱にありますように、まず2のと

ころにございますが、

- (1) 中長期的な税制抜本改革実現に向けての具体的なビジョンの検討。
- (2) 各年度の税制改正に当たって必要な調査研究。
- (3) その他の調査研究

となっておりますけれども、当面は、菅会長からお話がありましたとおり、80年代以降の内外の税制改革の総括をテーマに検討を行っていただきたいと考えております。

その後の進め方につきましては、改めて税制調査会の企画委員会及び本体会合に諮った上で、専門家委員会の皆様方にお伝えしたいと思っております。

次に、小委員会についてでございます。

小委員会は、設置要綱にありますように、税制調査会が直面する改革課題についての論点整理の場として設置されるものでございます。小委員会の検討課題や設置期間などについては、税制調査会の会長が企画委員会の議を経て、専門家委員会の委員長と協議の上、決定することとされております。

これに基づきまして、1月28日の企画委員会において、資料3の「小委員会の設置について」が決定されまして、当面「基礎問題検討小委員会」と「納税環境整備小委員会」の2つの小委員会を置くことになりました。

基礎問題検討小委員会におきましては、専門家委員会における検討の準備のため、税制に関わる基礎的な問題について、必要に応じ、専門的・実務的な見地から調査・検討を行っていただきます。

また、納税環境整備小委員会につきましては、納税者権利憲章（仮称）の制定、あるいは国税不服審判所の改革、社会保障・税に関わる番号制度の導入などについて、専門的・実務的な見地から検討を行っていただきます。

これら小委員会は、いずれも8人以内というメンバーで、専門家委員会から選ばれる委員と新たに指名される特別委員から構成されることとなります。その指名は、専門家委員会の委員長が行うこととなっておりますので、この後、神野委員長より、具体的なメンバー等について御紹介いただきます。

以上、税制調査会専門家委員会及び小委員会について、簡単に御説明させていただきました。

○神野委員長

ありがとうございました。

ここで御質問などがあるかと思っておりますけれども、次いで私の方から、専門家委員会及び小委員会の運営について、今、峰崎副大臣の方から御説明いただいたことに、更に補完をいたしまして、御説明申し上げたいと思っております。

お手元に資料4「専門家委員会運営規則(案)」が配付されているかと思っておりますので、ごらんいただければと思っております。これに基づいて、幾つかの点で補足的な説明をさせていただきます。

まず、第6条、委員会の公開についてでございます。

審議会などの公開につきましては、これまでの閣議決定などにおきまして、原則として、会議または議事録を速やかに公開することになっております。

そこで、専門家委員会の本体の会合につきましては、他の審議会の例を踏まえまして、傍聴は認めない代わりに、資料を会合終了後速やかに公表するとともに、委員長を務めます私が記者会見などを行って、記者会見録は3日後をめぐりして公表することにさせていただければと思います。

更に議事録については、2週間後をめぐりして公表することにさせていただければと考えております。

また、小委員会につきましては、この小委員会は結論を出す場ではなく、論点整理を進める場として設けられておりますので、資料及び議事要旨のみを公表させていただくことを原則としてはどうかと考えております。

次いで、第8条、第11条に関してでございます。小委員会の活動と税制調査会及び専門家委員会との関係につきましては、考え方を整理させていただければと思っております。小委員会の検討課題、設置期間などは、税制調査会の菅会長が、企画委員会の議を経て専門家委員会の委員長である私と協議をして決定することとされております。

したがって、小委員会の活動につきましては、こうした規定を勘案いたしまして、菅会長の御指示を踏まえながら、私が小委員会の座長に指示申し上げ、よく連携を深めながら進めていきたいと思っております。

また、小委員会が論点整理をとりまとめる際には、専門家委員会の本体の会合の方に必ず御報告をいただいて、この場でも十分な討議をした上で、専門家委員会としてとりまとめようと考えております。

続きまして、第9条に関連してでございます。小委員会の人選でございますけれども、私の指名事項になっております。あらかじめ方針などを簡単に御説明しておきたいと思っておりますが、繰り返すようですが、先ほど峰崎副大臣からも御説明がありましたように、小委員会の構成員につきましては、専門家委員会設置要綱の第4項において、専門家委員会の委員長である私が指名することになっております。

その際、メンバーをまず専門家委員の委員から選ぶこととして、その上で追加的に知見をいただくという観点から、特別委員を選ぶことになっておりますので、具体的には、各小委員会の人数の3分の1は専門家委員会の委員の皆様方から選ばせていただきたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思っております。この点は、第9条でも明記をさせていただいているところでございます。

なお、追加的に知見を得るという観点から、特別委員を選ぶことになっておりますが、その方を選ぶ際には、論点整理でございますので、バランスを考慮することと同時に、例えば税理士などの税務家の方に特別委員として御参加いただくことに当たっては、必要と認められる場合には、所属の団体から御推薦をいただくことにさせてい

ただきたいと思っております。

以上、運営規則（案）などについて御説明をさせていただきました。

次に、専門家委員会の本体会合の具体的な進め方について御説明したいと思います。

先ほども峰崎副大臣からお話がありましたように、当面委員会は、80年代以降の内外の税制改革の総括をテーマに検討をしていくこととなります。勿論、大臣からもお話がありましたように、まず所得税から手始めにという税目などを考慮いたしまして運営をさせていただきたいと思っておりますが、具体的には、基礎問題検討小委員会を月に2回程度開催して、そこで所得税から順次、税目別に基礎的な資料を作成して、それをベースに、すぐ専門家委員会の方に上げて、本体の会合に従って、基礎問題検討小委員会を2回ぐらい開けば、当然月に1～2回程度のペースで専門家委員会を開くということになりますから、そのペースで開催していきたいと思っております。

基礎問題検討小委員会のメンバーにつきましては、当面、差し当たり80年代以降の内外の税制改革の総括を行って、そこから課題を整理したいと思っておりますので、80年代以降の内外の税制改革の総括が終わるまでは、当面人数を少なく絞って、新たな課題ができたときには、また改めて人選をさせていただきますが、資料5にございますように、私が責任者を務め、井手委員、大澤委員、関口委員に御参加していただいて、基礎問題検討小委員会を運営していきたいと考えております。

また、納税環境整備小委員会のメンバーにつきましては、資料6にございますように、専門家委員会の方から、関口委員、辻山委員、中里委員、三木委員に御参加いただきまして、特別委員として、税理士でいらっしゃいます上西さん、同志社大学の教授でいらっしゃいます占部さん、上智大学法科大学院長でいらっしゃいます小幡さん、弁護士でいらっしゃいます志賀さんに特別委員を務めていただき、座長は三木委員に務めていただきたいと思っております。

以上が専門家委員会及び小委員会の検討課題や運営についてでございますが、何か御質問あるいは運営などにつきまして、皆さんから御意見などがございましたら、ちょうどできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

三木委員、どうぞ。

○三木委員

質問ですが、納税環境整備小委員会の会合ですが、先ほど、基礎問題検討小委員会の方は月2回ぐらいというお話でしたけれども、こちらの方は少し集中的にヒアリングや審議をしたいと思っております、会合の数を増やすのは、小委員会の方である程度判断できますでしょうか。

○神野委員長

ほかの委員の方もいらっしゃいますし、専門家委員会の本体の会合、それから本体の会合に御報告いただくこともございますので、後ほど私と相談させていただいて、運営させていただければと思っております。ほかの委員の方々、例えば関口委員などは両方

の委員を兼ねておりますので、毎日のようにというわけにもいかないでしょうから、調整させていただければと思います。

あとはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

特に御質問、御意見がなければ、本日は差し当たり、キックオフでスタートする日でございます。御臨席いただきました会長、会長代行から、本当にありがたい励ましのお言葉をいただきました。

本日の議題について御了承いただいたということにさせていただいて、会長、会長代行の言葉を肝に銘じて、専門家委員会の皆様方にお引受けいただくときに、私の方からお願い申し上げましたけれども、さまざまな意見を出していただくと同時に、ただ、御協力いただいで、できるだけ菅会長のお言葉を使えば、知恵袋として、全力を尽くして動きたいと思っておりますので、御協力方お願いしたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

資料7というのがございましてけれども、皆様方が小委員会や本体会合に、税調の側から出られる可能性と申しますか、どういう方が出られるのかということがそこにコメ印(※)で書いてありますので、その点は御了承いただいでおきたいなと思っております。

勿論、この本体会合の皆様方の運営を我々自身がよく見守りながら、また小委員会も円滑に運営できるようにしていきたいと思っております。その際は、主税局、自治税務局、内閣府も、当然陪席をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○菅財務大臣

先ほど、いろいろ関連する検討課題があるということをおし上げたのですが、これはまさに釈迦に説法ということですが、税に関しては、国民の関心も大変強いと同時に、やはり逆に言うと、国民の皆さんに理解をしてもらえないと、幾らあるべき姿といっても、政治的なことと言えば、大体消費税などを言い出すとすぐ選挙に負けるとか、我々は一番そういうところにいるわけでありまして。ですから、議論しなくてもいいという意味では全くなくて、ある程度、勿論神野委員長にも御相談をときどきしようと思っておりますが、ぜひ活発な議論と同時に、いろいろな意味で国民的な理解がだんだんいい方向で得られるようなことも、委員になっていただいた皆さんには、若干頭に置いていただき、いろいろな場面でも、そういうことで白熱した意見をいただけるかなということが第1点です。

もう一つは、重なりますが、私などはいつもカレンダーを見ているんです。つまりは、先ほど6月に中期財政フレームを仙谷さんのところでとりまとめるとか、8月末には、例年であれば概算要求を行うとか、12月には、最終的に予算を行うとか、勿論、もっと中期的な意味でもいろいろあります。

そういう意味では、例えば税の番号や社会保障の番号などについては、どの時期までにどういうレベルの結論を出しながら、税制改正のところでは、どの時期までにど

うということがそれと連動して話ができるとか、マスコミ報道等もあると思いますので、そういうこともそれぞれの立場でお伺いをいただいて、もし必要であれば、ざっくばらんに、こういう言い方はちょっとあれかもしれませんが、どちらから先にやった方がいいのかとか、先ほど所得税からと申し上げたのは、ややマスコミが消費税、消費税とあんまり言うものですから、消費税の入り口を決して止めるわけでは全くありませんが、まずは所得税からお願いした方が、その後の段取りの幅がある程度柔軟に対応できるのかなと思って申し上げたわけですので、そんなことでちょっと蛇足になったかもしれませんが、ぜひ議論と同時に、最終的に国民の皆さんに理解を得て、実行できるというところについても御協力をぜひお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○神野委員長

ありがとうございました。よろしいですか。

会長からは、専門的な知識を絞るということだけではなく、国民的な理解を深めるような努力も、ここの委員会だけではなくて、個々にもするように。あと、付け加えると、情熱も出すようにということだと思しますので、御協力を賜ればと思います。

それでは、特に連絡事項、その他がなければ、以上をもちまして、本日の専門家委員会を終了させていただきます。

次の日程につきましては、決まり次第、委員の皆様方にはお伝えいたします。

なお、本日の記者会見につきましては、私と、今日は菅会長にも御臨席いただければと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは、お忙しい中、わざわざお越しいただきましたことに重ねて感謝申し上げますとともに、国会会期中でございましたので、委員の皆様方、本当に申し訳ありませんでした。どうもありがとうございました。

それでは、散会させていただきます。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。